



2022年5月18日

各 位

会社名 株式会社 タダノ
代表者名 代表取締役社長 氏家 俊明
(コード番号6395 東証プライム市場)
お問合せ先 執行役員 吉田 耕三
(TEL 087-839-5601)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第74回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社および国内連結子会社の決算期は毎年3月31日、海外連結子会社の決算期は主に毎年12月31日となっておりますが、グループ内で決算期を統一することで、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性向上、および更なるグローバル化推進によるONE TADANOの実現を目指し、決算期を12月31日に統一することといたします。この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第44条（事業年度）の変更だけでなく、同変更による調整のため、現行定款第11条（株主総会の招集）、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）、現行定款第45条（剰余金の配当）および現行定款第46条（中間配当）の各条項に所要の変更を行うものであります。また、第75期事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられること、および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するものであります。
 - ② 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できるよう、現行定款第28条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第39条（社外監査役との責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。また、上記と同様の理由で、会社法第

427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。
 なお、現行定款第 28 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 1 1 条 当社の定時株主総会は毎年<u>6 月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 1 2 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3 月 3 1 日</u>とする。</p> <p>第 1 3 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 1 1 条 当社の定時株主総会は毎年<u>3 月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 1 2 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1 2 月 3 1 日</u>とする。</p> <p>第 1 3 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

第15条～第27条（条文省略）

（社外取締役との責任限定契約）

第28条（新設）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第29条～第38条（条文省略）

（社外監査役との責任限定契約）

第39条（新設）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第40条～第43条（条文省略）

（事業年度）

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条～第27条（現行どおり）

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第29条～第38条（現行どおり）

（監査役の責任免除）

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第40条～第43条（現行どおり）

（事業年度）

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

| | |
|---|---|
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> |
| <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>附則</p> <p>第1条 <u>第44条の規定にかかわらず、第75期事業年度は2022年4月1日から2022年12月31日までとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第2条 <u>第46条の規定にかかわらず、第75期の中間配当の基準日は2022年9月30日とする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第3条 <u>前二条および本条は、2022年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第4条 <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>ただし、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> |

| | |
|------|---|
| (新設) | <u>第5条 前条および本条は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |
|------|---|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日（金曜日）

定款変更の効力発生日 2022年6月24日（金曜日）

以 上